

スマートプラチナ社会推進会議 開催要綱

1 目的

「ICT 超高齢社会構想会議報告書『スマートプラチナ社会』の実現」を踏まえ、スマートプラチナ社会の実現を早期かつ着実に図るべく、社会モデルの構築と全国展開に必要な実務的課題の解決や今後の普及に向けたマイルストーン等、より具体的に検討を行う。

2 名称

本会議は、「スマートプラチナ社会推進会議」と称する。

3 主な検討事項

- (1) スマートプラチナ社会実現のための成功モデルの展開方策
- (2) ニュースマートプラチナ社会実現のためのICTイノベーション創出
- (3) スマートプラチナ社会の実現による新産業創出とグローバル展開方策

4 構成及び運営

- (1) 本会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、本会議を招集する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会議を招集する。
- (5) 座長は、本会議の検討を促進するため、部会を開催することができるほか、必要に応じて検討の場を設けることができる。
- (6) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本会議及び使用した資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合。
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合。
- (2) 会議終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

6 開催期間

本会議は、平成25年12月から開催し、半年程度を目途とする。

7 庶務

本会議の庶務は、情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室及び情報通信利用促進課において行う。

スマートプラチナ社会推進会議 構成員名簿

(敬称略、座長、座長代理を除き 50 音順)

座長	小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所理事長
座長代理	小尾 敏夫	早稲田大学電子政府・自治体研究所所長・教授
	秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構執行委員特任教授
	浅川 智恵子	日本アイ・ピー・エム株式会社東京基礎研究所フェロー
	飯泉 嘉門	徳島県知事
	小倉 真治	岐阜大学大学院医学系研究科救急・災害医学教授
	金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
	清原 慶子	東京都三鷹市長
	西村 周三	国立社会保障・人口問題研究所所長
	広崎 膨太郎	前日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会長 日本電気株式会社特別顧問
	武藤 真祐	医療法人社団鉄祐会祐ホームクリニック理事長
(オブザーバー)		
	内閣官房	情報通信技術(IT)総合戦略室
	内閣官房	健康・医療戦略室
	内閣府	政策統括官(共生社会政策担当)付高齢社会対策担当
	文部科学省	生涯学習政策局 社会教育課
	厚生労働省	政策統括官付情報政策担当参事官室
	経済産業省	商務情報政策局 ヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室
	国土交通省	都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室